

大阪府石綿飛散防止対策セミナー

石綿を使用した建築物等の解体・改修・補修工事においては、発注者と施工者が大気汚染防止法及び府条例に定められた責務を果たし、石綿飛散防止対策を徹底する必要があります。(裏面参照)

そこで、本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに石綿飛散防止についてご説明します。
是非ご参加ください。

●日時：平成30年6月27日(水) 14時から16時30分まで (13時30分開場)

●会場：大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター) 7階ホール
(大阪府中央区大手前1丁目3番49号)

●定員：500名(参加無料)

●講演内容

1. 工事における石綿飛散の法的責任について

玉越法律事務所 弁護士 玉越 久義

2. 石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止について

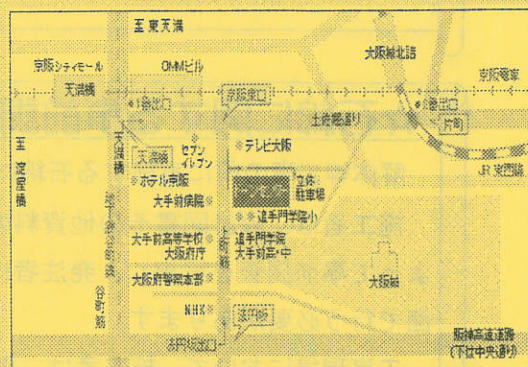
日本建築仕上材工業会 大阪支部 印藤 道広

3. 労働安全衛生法・石綿障害予防規則の石綿規制について

大阪労働局 労働衛生専門官 山口 浩光

4. 大気汚染防止法及び廃棄物処理法に基づく石綿規制について

大阪府環境農林水産部



【行き方】京阪または地下鉄谷町線「天満橋」駅
1番出入口から東へ約350m。もしくは、
JR東西線「大阪城北詰」駅下車。2番出
口より土佐堀通り沿いに西へ約550m。

※参加の申し込みは、インターネットにより「大阪府 石綿 セミナー」で検索いただくか、このFAX申込
用送信票をご利用ください。

大阪府環境管理室大気指導グループあて (FAX:06-6210-9584)

会社名：	
担当部署名：	氏名：
TEL：	氏名：
FAX：	氏名：

■ 申し込み期間

平成30年5月23日(水) 14時から開催日前日までにお申し込みください。

※定員に達し次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

<お問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ TEL：06-6210-9581

重要！！

解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

☆石綿含有仕上塗材も規制対象建材です。

石綿含有仕上塗材は「吹付け工法により施工されたことが明らかな場合」吹付け石綿に該当します。その場合、大気汚染防止法に基づく届出及び適切な飛散防止措置を講じる必要があります。また「施工時の工法が不明な場合」も吹付け石綿とみなして取扱うことが望ましいとされています。

☆石綿に関する事前調査が必要です。

解体等工事の前に実施する石綿に関する事前調査が、石綿飛散防止対策の要となります。

施工者は、設計図書その他資料の確認、目視及び建材分析によって事前調査を実施し、発注者に対してその結果の説明を書面で行う必要があります。

工事現場において、施工者は、事前調査結果を掲示し、また、事前調査結果の書面を備え付け、閲覧に供する必要があります。

発注者及び施工者は、事前調査結果の書面を3年間保存する必要があります。

[illegible]

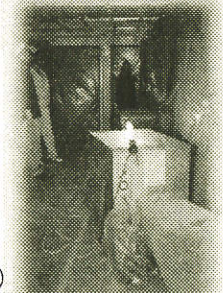
事前調査及び作業に係る掲示板

☆適切な石綿飛散防止対策が必要です。

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の敷地境界基準を遵守する必要があります。

隔離養生区画内(除去作業前)



☆適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください。

発注者は事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、施工者に設計図書等の必要な情報を提供してください。また、発注者は石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を施工者と十分に検討し、作業基準や敷地境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

＜お問い合わせ先＞

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階
TEL : 06-6210-9581 FAX : 06-6210-9584

大阪府 石綿

検索

で検索！